

共同住宅料金制度をご利用いただいているマンション・アパートの
申込者（所有者）・管理責任者の皆様へのお願い

現在、共同住宅料金制度をご利用いただいているマンション・アパートにつきましては、申込者（所有者）・管理責任者からの申込に基づき、水道局が水道料金及び下水道使用料の計算を行っております。

（参考）共同住宅の料金計算方法は水道局ホームページをご参照ください。

水道局ホームページ 共同住宅料金制度の料金計算式

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000588382.html#1>

なお、共同住宅料金制度をご利用いただいておりますも、当初の申込時にお届けいただいた内容から変更が生じた場合は、その都度、お届けいただく必要がございます。

《変更が生じた場合に必要となる主な届出内容》

【住宅部分】

- ・建物所有者が変更になった場合
- ・管理責任者を変更する場合（住所、電話番号等の変更も含む）
- ・入居戸数に異動があった場合

【店舗付き共同住宅における店舗部分】

- ・店舗数に変更があった場合
- ・店舗を新たに設置した場合
- ・店舗における使用開始・使用中の異動

※店舗付き共同住宅における店舗部分については、住宅部分と異なり、共同住宅料金制度の計算は適用されないため、変更が生じた場合は、その都度、必ず届出を行っていただきますようお願いいたします。

なお、届出につきましては、お客さまセンターにお問合せください。

問合せ先

大阪市水道局お客さまセンター

電話：06-6458-1132

ファックス：06-6458-2100

受付時間：月曜日から金曜日まで 午前8時から午後8時まで

土曜日 午前9時から午後5時まで

（休日：日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで））

（注）3月と4月のみ日曜日・祝日も受付しています。